

**令和6年4月以降の介護予防・生活支援サービス事業
(第1号訪問・通所事業)の報酬単価等について**

令和6年4月12日

1. 介護予防訪問介護相当サービス費及び介護予防通所介護相当サービス費の報酬改定について

(1) サービス費の報酬改定について

令和6年4月1日からの介護報酬の改定に伴い、介護予防・生活支援サービス事業に係る報酬を下記のとおり改定します。

また、費用の算定に当たっては、以下に掲げるほか、「介護保険法施行規則第140条の6の3の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和6年3月15日老認発0315第5号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）」に準ずるものとします。

① 訪問介護員等によるサービス費

ア 訪問型独自サービス21 287単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて標準的な内容の訪問型サービスを行った場合に算定

イ 訪問型独自サービス22 179単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて生活援助が中心で、所要時間20分以上45分未満のサービスを行った場合に算定

ウ 訪問型独自サービス23 220単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて生活援助が中心で、所要時間45分以上のサービスを行った場合に算定

エ 訪問型独自短時間サービス 163単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて短時間の身体介護が中心の訪問型サービスを行った場合に算定

注1 ①ア～エについては1月につき、3,727単位の範囲内で所定単位数を算定する。

注2 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注3 高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定について、基準を満たさない場合は所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内

建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が、100分の90以上の事業所が同一敷地内建物等に居住する利用者（事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

オ 各種加算について

訪問介護員等によるサービス費に係る各種加算については、「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第七十二号）」の別表中、第1項訪問型サービス費のハからチに準じて算定する。

【参考】単位数一覧

ハ 初回加算 200 単位（1月につき）

ニ 生活機能向上連携加算

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1月につき）

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1月につき）

ホ 口腔連携強化加算 50 単位（1回につき）

ヘ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の137

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の1000分の100

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の1000分の55

ト 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の63

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の1000分の42

チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の1000分の24

② 通所介護事業者の従業者によるサービス費

ア 通所型独自サービス 21 436 単位（1回につき）

事業対象者、要支援1の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で全4回までのサービスを行った場合に算定

イ 通所型独自サービス 22 447 単位（1回につき）

事業対象者、要支援1（A7）・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で全8回までのサービスを行った場合に算定

ウ 通所型独自サービス 11 1,798 単位（1月につき）

事業対象者、要支援1の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で全5回以上のサービスを行った場合に算定

エ 通所型独自サービス 12 3,621 単位（1月につき）

事業対象者、要支援1（A7）・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で全9回以上のサービスを行った場合に算定

注1 高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定について、基準を満たさない場合は所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

1回につき 94 単位

注4 利用者に対して、その居宅と通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。（注3を算定している場合を除く。）

カ 各種加算について

通所介護事業者の従業者によるサービス費に係る各種加算については、「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第七十二号）」の別表中、第2項通所型サービス費のハからヨに準じて算定する。

【参考】単位数一覧

ハ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位（1月につき）

ニ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位（1月につき）

ホ 栄養アセスメント加算 50 単位（1月につき）

ヘ 栄養改善加算 200 単位（1月につき）

ト 口腔機能向上加算

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位（1月につき）

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位（1月につき）

チ 一体的サービス提供加算 480 単位（1月につき）

リ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

(一) 事業対象者、要支援1の週1回程度 88 単位（1月につき）

(二) 事業対象者、要支援1（A7）・2の週2回程度 176 単位（1月につき）

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

(一) 事業対象者、要支援1の週1回程度 72 単位（1月につき）

(二) 事業対象者、要支援1（A7）・2の週2回程度 144 単位（1月につき）

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

(一) 事業対象者、要支援1の週1回程度 24 単位（1月につき）

(二) 事業対象者、要支援1（A7）・2の週2回程度 48 単位（1月につき）

ヌ 生活機能向上連携加算

イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1月につき）

ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1月につき）

ル 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20 単位（1回につき）

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5 単位（1回につき）

ヲ 科学的介護推進体制加 40 単位（1月につき）

ワ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の59

(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の1000分の43

(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の1000分の23

カ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の1000分の12

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の1000分の10

コ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の1000分の11

(2) サービス費の報酬改定に伴う総合事業サービスコード表の修正について

4月1日の報酬改定に伴い、総合事業のサービスコード表についても修正します。新たなサービスコード表については、地域包括ケア推進室のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、サービスコード表の修正にあわせて単位数マスタ（CSV形式）も掲載しますので、ご利用ください。※各ソフトウェアへのCSVデータ取り込み方法等については、各ソフトウェアメーカーへお問い合わせ願います。

2. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託料の改定について

令和5年度	令和6年度～
介護予防サービス計画等の作成に係る委託料 438 単位 単価 10.70 円 $438 \text{ 単位} \times 10.70 \text{ 円} = 4,686 \text{ 円}$ ⇒委託料: 1件1月当たり 4,550 円	介護予防サービス計画等の作成に係る委託料 <u>442</u> 単位 単価 10.70 円 $\underline{442} \text{ 単位} \times 10.70 \text{ 円} = \underline{4,729} \text{ 円}$ ⇒委託料: 1件1月当たり <u>4,600</u> 円
新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合の加算 300 単位 単価 10.70 円 $300 \text{ 単位} \times 10.70 \text{ 円} = 3,210 \text{ 円}$ ⇒委託料: 1件当たり 3,100 円	新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合の加算 300 単位 単価 10.70 円 $300 \text{ 単位} \times 10.70 \text{ 円} = 3,210 \text{ 円}$ ⇒委託料: 1件当たり 3,100 円
新規に居宅介護支援事業所に委託した場合の加算(委託連携加算) 300 単位 単価 10.70 円 $300 \text{ 単位} \times 10.70 \text{ 円} = 3,210 \text{ 円}$ ⇒委託料: 1件当たり <u>3,210</u> 円 ※手数料の設定は行わない	新規に居宅介護支援事業所に委託した場合の加算(委託連携加算) 300 単位 単価 10.70 円 $300 \text{ 単位} \times 10.70 \text{ 円} = 3,210 \text{ 円}$ ⇒委託料: 1件当たり <u>3,210</u> 円 ※手数料の設定は行わない

【担当】

長寿政策課地域包括ケア推進室

TEL : 077-528-2741(直通) FAX : 077-526-8382

メールアドレス : otsu1498@city.otsu.lg.jp